

## 議事要旨(6) 1株当たり利益専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、1株当たり利益(EPS)専門委員会では、IASB より公表された IAS 第 33 号「1株当たり利益」の公開草案を踏まえ、IFRS とのコンバージェンスの観点から、我が国の会計基準について必要な見直しを進めているが、IASB 側では、4月に行われたボード会議において、他のプロジェクトとの兼ね合い等から EPS プロジェクトを今年 12 月まで一時中断することが方針決定されたとの説明がなされた。

引き続き、中條専門研究員から、こうした状況を踏まえて、今後の方向性についての具体的な説明が専門委員会での検討状況にも触れながら行われた。事務局からの説明の後、委員から以下の発言がなされた。

- 日本基準と現行の IFRS との既存の差異は、今回、IAS 第 33 号「1株当たり利益」の公開草案において提案されている改正点とは異なるものもある。IASB における審議の一時中断にかかわらず、我が国においては、既存の差異を解消するよう検討を進めるべきではないか。
- IASB 側で審議を一時中断する理由は必ずしも明確にされていないが、IAS 第 33 号「1株当たり利益」の公開草案における、損益を通じて公正価値で測定される金融商品の取り扱いなど、引き続き検討しなければならない課題が残されているのではないかと思う。現行の日本基準において、IFRS との間に重要な差異は生じていないと考えられるため、IASB の審議に合わせて日本基準の改正の検討も一時中断し、IASB における議論の動向を踏まえて、今後の方向性を再度検討するという事務局案に賛成である。

事務局側からは、現時点における IASB 側の審議の一時中断が、約半年ほどと比較的短期であることから、短期間に複数の改正を行う緊急性は乏しいとも考えられ、実務面での対応も考慮する必要があるとの回答がなされた。審議の結果、事務局の提案どおり、IASB が議論を再開する予定とされている今年 12 月まで、ASBJ での検討も一時中断することとされた。

以 上